

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定についての合意
された議事録

本日シンガポールで署名された新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下「協定」という。）に関連し、下名は、協定の交渉において到達した次の了解を記録する。
ここに、次のことを確認する。

- (1) 協定の各章を通じ、関連規定中「地方政府」とは、両締約国のそれぞれの領域内におけるすべての分権化された形態の政府を意味するものであり、この点において世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）に規定する「地域又は地方の政府及び機関」と同一の意義を有する。
- (2) 協定第一章（総則）の規定に関し、
 - (a) 協定第二章の規定の適用については、協定第四条3の規定を適用しない。
 - (b) 協定第四条の規定について、世界貿易機関が同条3の規定の解釈に影響を及ぼす所見又は勧告（デ

デジタル信号に変換された情報（デジタルコンテンツ）の取扱い又は分類に係るものを含む。）を採択する場合には、両締約国は、協定第八条の規定により設置される総括委員会を通じ、当該規定についての見直しを行うために速やかに会合する。

(c) 協定第五条の規定について、同条の規定により租税に係る課税措置について協定の規定の適用がある場合には、その限りにおいて、当該課税措置について協定第二十一章の規定を適用する。

(d) 協定第七条に規定する別の取極は、協定の規定（第二十一章の規定を含む。）に従って解釈する。

(e) 投資に係する人的資源の移動に係る問題を提起することを希望する締約国は、協定第八条の規定により設置される総括委員会に対し、その判断により、両締約国が当該問題を討議するよう提言することを要請することができる。

(3) 協定第二章（物品の貿易）の規定に関し、

(a) 協定第十四条の規定について、「関税」及び「その他の課徴金」には、物品税、売上税その他の内国税を含まない。

(b) 協定第十七条(a)の規定の適用上、いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合し

ない非関税措置が存在する場合には、関係の義務の完全な遵守を確保するため、当該措置を撤廃し又は修正するものとする。

(c) 協定第十八条１の規定について、

(i) 協定第十四条に規定する関税の引下げ又は撤廃の結果として一方の締約国の原産品が増加した数量で他方の締約国に輸入されている旨の決定は、当該関税の引下げ又は撤廃が当該原産品の輸入の増加をもたらす重要な原因である場合にのみ行う。

(ii) (i)の関税の引下げ及び撤廃の開始又は完了と対象原産品の輸入の増加との間に時間の経過が認められる場合であっても、そのことによつて直ちに(i)に規定する決定を行うことが妨げられるものではない。

(iii) 原産品の輸入の増加が(i)の関税の引下げ又は撤廃によるものでないことが明白である場合には、(i)に規定する決定を行うことができない。

(4) 協定第三章（原産地規則）の規定に関し、

(a) 協定第二十六条１の規定について、次の(i)から(iii)までに掲げる用語は、例えば(i)から(iii)までのそれ

それぞれに規定する行為をいう。

- (i) 同条1(f)中の「単なる切断」 生地を特定の大きさ又は形に切断すること。
 - (ii) 同条1(g)中の「単なる混合」 小石と砂利とを混ぜ合わせることを。
 - (iii) 同条1(h)中の「完成品にするための単なる部品の組立て」 ねじ回しで家具を組み立てること。
- (b) 協定第三十二条1の規定について、「教示を拒むべき合理的な理由」とは、関税協力理事会統一システム委員会による検討に付されたか又はそれが予定される関税分類上の事案に関連して生ずる理由をいう。
- (5) 協定第七章（サービスの貿易）の規定に関し、
- (a) 協定第五十八条6(m)(i)及び第六十二条に規定する実質的な業務に係る要件は、次のものについて適用する。
 - (i) 協定第五十八条6(o)(i)及び(ii)それぞれに規定する越境の態様又は海外消費の態様によりサービスを提供する他方の締約国の法人
 - (ii) 協定第五十八条6(o)(iii)に規定する業務上の拠点を通ずる態様によりサービスを提供する他方の締

約国の法人を所有し又は支配する法人

- (iii) 協定第六十二条に規定するいずれかの締約国の法律に基づいて設立された法人のうち締約国のサービス提供者とはみなされないものであつて、業務上の拠点を通じてサービスを提供するもの
- (b) 協定第五十八条 6 (m) (i) 及び第六十二条に規定する実質的な業務に係る要件の適用がある場合において、次のいずれかに掲げる法人は、締約国の領域において実質的な業務に従事しているものとはみなさない。

- (i) いずれの締約国の領域内においても、現実のかつ継続的な業務を行っていない法人
- (ii) 協定第五十八条 6 (m) (i) 及び (ii) に規定する法人については、いずれかの締約国の領域内に関係のサービスの提供に関連する活動には従事しない事務所を設立したのみであるもの
- (c) シンガポール共和国（以下単に「シンガポール」という。）については、
 - (i) 日々の業務上の決定に政府が直接に関与していない法人の活動（注）は、当該法人が政府によって委任された権限を行使する非政府機関である場合を除くほか、協定第五十八条 6 (p) に規定する「締約国の措置」に含まれない。政府が当該法人の持分を所有し、その役員を任命し又は当該法人

に資金を提供している場合であっても、同様とする。

- (ii) (i)に規定する法人（サービス提供者でない場合を除く。）及び当該法人が提供するサービスには、協定第七章の規定により他の法人（サービス提供者でない場合を除く。）及びそれらの提供するサービスに与えられる待遇と同様の待遇が与えられる。

注「法人の活動」には、当該法人の持分の処分（売却を含む。）を含む。

(6) 協定第八章（投資）の規定に関し、

- (a) 協定第七章に規定する市場アクセス措置であって内国民待遇の原則に基づいて適用されるものは、協定第八章の規定に適合するものとする。

- (b) 協定第七十二条(h)の規定について、いずれの締約国の企業も、当該締約国の領域内において現実のかつ継続的な業務を行っていない場合には、当該締約国の領域内において実質的な業務に従事しているものとはみなさない。

(c) 協定第七十五条1の規定について、

- (i) いずれかの締約国が自国の領域内において消費者による物品又はサービスの利用可能性を制限す

るためにとる措置は、これが自国の国内供給者に対し保護若しくは特惠を与えるためのもの又は国
際収支を調整するためのものである場合を除くほか、同条１の規定に基づく義務に適合するものと
する。

(ii) 投資家が書面により行った自発的な誓約に基づき与えられた免許に係るすべての条件は、同条１
の規定により禁止される特定措置の履行要求に該当しない。

(d) 協定第七十七条２の規定について、

(i) 二千二年一月十三日に有効なシンガポールの土地取得法第五条(1)(b)及び(c)に規定する目的は、協
定第七十七条２に規定する公共のための目的の例である。

(ii) 公用のため又は公共の福祉若しくは利益のためにとる措置（シンガポールにあつては、(i)に規定
する土地取得法に規定する目的のためにとられる措置を含む。）は、公共のためにとる措置と解す
る。

(e) 協定第七十七条３の規定について、

(i) 「収用を行う締約国の収用に関する法律」とは、シンガポールにあつては、二千二年一月十三日

に有効な土地取得法をいう。

(ii) (i)に規定する土地取得法が、収用される土地のために支払われる補償額の変更を伴う修正を受ける場合には、

(A) 当該修正が日本国の投資家を従前よりも有利な状況に置くものであるときは、同条3の規定の適用において当該修正を受けた土地取得法によることができる。

(B) その他のときには、同条3の規定の適用において当該修正によることはできない。

(f) 協定第七十七条4の規定について、支払うべき利子を算定するに当たつての「収用の時」とは、シンガポールにおいて土地が強制的な取得の対象となる場合には、当該土地が物理的に占有された日とする。

(g) 協定第七十八条の規定について、工業用地の賃貸に責任を有する政府の機関とは、シンガポールにあつては協定の効力発生時においてジユロン開発公社であり、同公社がジユロン開発公社法に基づき機関であり続ける間においても同様である。

(h) 協定第八十条の規定について、同条3(c)に規定する刑事事件に関する法律には、犯罪収益の没収に

関するものを含む。

(i) 協定第八十二条の規定について、同条3に規定する行政的解決とは、日本国にあつては、公正取引委員会及び海難審判庁における聴聞手続その他の行政的手続であつて、独立の組織又は委員会が司法的決定と同様に決定を行い、かつ、当該決定を司法機関において争うことが可能であるものをいう。

(j) 協定第七十七条及び第八十七条の規定について、租税に係る課税措置が収用を構成するかどうかを評価するに当たつて関連する事項は、次のとおりである。

(i) 租税の賦課は、一般に収用を構成しない。単に新たな課税措置を導入し又は一の投資財産につき複数の管轄区域で租税が賦課されること自体は、そのみで収用を構成するものではない。

(ii) 国際的に認められた租税上の政策、原則及び慣行に適合する課税措置は、収用を構成しない。特に、租税の回避又は脱税の防止を目的とする課税措置は、一般に収用に類する性格を有するものと認めるべきではない。

(iii) 無差別の原則に基づき適用される課税措置（特定の国籍の投資家又は特定の納税者を対象とする課税措置でないものをいう。）については、これが収用を構成する可能性は小さい。投資が行われた

時点で有効な課税措置であつて、当該課税措置に関する情報が公表され又は公に利用可能なものとなつていないものについては、収用を構成するものと解すべきではない。

(k) シンガポールにあつては、

(i) 日々の業務上の決定に政府が直接に關与していない企業の活動（注）は、当該企業が政府によつて委任された権限を行使する非政府機関である場合を除くほか、協定第七十一条に規定する「締約国が採用し又は維持する」措置に含まれない。政府が当該企業の持分を所有し、その役員を任命し又は当該企業に資金を提供している場合であつても、同様とする。

(ii) (i)に規定する企業（投資家でない企業を除く。）及びその投資財産には、協定第八章の規定により他の企業（投資家でない企業を除く。）及びその投資財産に与えられる待遇と同様の待遇が与えられる。

注 「企業の活動」には、当該企業の持分の処分（売却を含む。）を含む。

(7) 協定第九章（自然人の移動）の規定に關し、

(a) 協定第九十条2に規定する「国籍」は日本国についてのみ該當し、「市民権」はシンガポールにつ

いてのみ該当する。

(b) 協定第九十三条の規定について、一方の締約国が他方の締約国の領域内において得られた職業上の技能に関して承認する場合であっても、そのような承認を行った事実それ自体は、当該一方の締約国が出入国に関する措置を自動的に自由化することを意味するものではない。この(b)の規定は、協定第九十五条2の規定の適用に影響を及ぼすものと解してはならない。

(8) 協定附属書の規定に関し、

(a) 協定附属書 B 3の規定について、日本国は、主要なサービス提供者に対し、他のサービス提供者が主要なサービス提供者の建物及び建物の敷地の外に相互接続に不可欠な設備を設置すること又は回線設備を設置することを認めるよう要求する義務を負うものではない。

(b) 協定附属書の規定について、特定の約束表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号）34の規定の次の部分は、日本国の特定の約束第A部Bにおいて日本国が行う特定の約束については適用しない。

「第四の態様によるサービスの提供に関し、多数の世界貿易機関加盟国は、自国が拘束される約

束について、市場アクセスに係る制限とではなく約束として記載することを選択してきた。この場合、自然人の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置であって自国が拘束されるものについては、これを明示することとなる。したがって、外国のサービス提供者の一時的な滞在につき特定の期間への言及を行わない場合にあつては、滞在の期間について何らの約束も行っていないものと解し得る。・・・約束には、サービスを提供する目的での自然人の一時的な滞在について、滞在の期間に係る約束を含めるべきである。」

(c) 協定附属書 B に掲げる日本国の機関中、協定第一百一条に規定する民営化された機関は、次のものである。

日本たばこ産業株式会社

北海道旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社

九州旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

日本電信電話株式会社（注）

注 日本電信電話株式会社とは、次のものをいう。

日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

NTTコミュニケーションズ株式会社

二千二年一月十三日にシンガポールで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

シンガポール政府のために